

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号  
高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件  
原告 河田昌東ほか101名  
被告 国

## 準備書面（55）の要旨の陳述

2020（令和2）年7月14日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄ほか

### 第1 本準備書面の意味

本書面では，2020（令和2）年3月から同年6月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関係する出来事と、それがどの様に本訴訟に関係するのにかにつき、要点をまとめて述べることに致します。

### 第2 本訴訟と関係する出来事

#### 1 規制委員会の問題性等

規制委の更田委員長が、非公開の事前会議について弁明をしていましたが、その会議の音声がでてきたことにより、虚偽であることが明らかになったことは、既に述べたとおりで繰り返しません。本裁判は規制委員会を相手にその審査が十分になされたかどうかを争っている裁判であり、今回の更田委員長の対応は規制委員会の信用性・信頼性を根本から覆す問題であり、当裁判に極めて大きな影響を与える事実であることは再度述べておきます。

#### 2 原発及びその関係施設のトラブル、問題点等

- (1) 川内1号機、続けて2号機がテロ対策の遅れで5月に運転を停止するなど、全国的に特重施設の工事が遅れ、他の原発も次々に停止が予定されています（甲G761）。
- (2) 3月、女川原発2号機の原子炉建屋内で、点検作業に当たった男性作業員1人が、微量の放射性物質コバルト60を体内に取り込み、0・05ミ

リシーベルトの内部被ばくをしました（甲G 7 7 5）。

- (3) 4月、高浜3号機で、蒸気発生器内の細管の損傷トラブルがあり、その調査が7月ごろまでかかることと、テロ対策施設未完成のため、発送電再開が早くても12月下旬となりました（甲G 7 8 7）。

### 3 原発が持つ問題性

- (1) 元京大原子炉実験所助教の小出裕章氏が、「原子力は未来のエネルギー源であり、安くて安全だという宣伝をマスコミは流してきた。でも、だまされたから責任がないと考えたら、まただまされる。全ての日本人に福島事故の責任がある」「原発は危険だから過疎地に造るしかない。被ばく労働は下請け・孫請けが担わされる。大事故が起きると住民の生活は破壊され、誰も責任を取らない。核のゴミは未来の人々に押しつける。差別や犠牲を強いるのが原子力の本質です」と述べています（甲G 7 7 8）。
- (2) 5月、規制委が核燃料サイクルの再処理工場に規制適合との判断を示しましたが、燃料の使い道がない現在、無用の長物で、莫大な費用だけがかかるため、同サイクルの断念し、脱原発を速やかに進めるべきと言われていきます（甲G 7 9 6）。

### 4 福島第一原発事故と未だ続くその被害

- (1) 3月、原発事故処理に再エネ財源を使う背景には、汚染土や放射性廃棄物を処理・保管する費用が当初想定より2倍になる見通しで、17年度から約470億円になり、さらに今後も膨らむおそれが出てきています（甲G 7 6 4）。
- (2) 福島から避難をした高齢者が当時から苦労続きの上に、今回避難者用住宅の無償提供を打ち切られ、今度は「福島に帰れ」と言われるという、大変過酷な事態になっています（甲G 7 8 5）。

### 5 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

- (1) 3月、関電が、元会長ら18人に対し、東日本大震災後の赤字で最大7割カットした役員報酬のうち約2億6千万円を退任後に補填していたことや（甲G 7 6 3）、また、多額の金品を受け取った役員に追加納税の穴埋めをしたりするなど、従業員への背信行為、社会をあざむく、言葉を失うほどの行為を行っていたことがわかりました。電力供給を担う公益企業の統治の根幹が厳しく問われています（甲G 7 6 5）。
- (3) 6月、国会に、「エネルギー対策特別会計（エネ特会）改正案が出されました。再生可能エネルギー普及のための財源を福島原発の事故処理にも流

用できるようにする狙いがあり、再エネ普及のための財布から原発推進のための財布へと、返済の期限も切らずにお金を移すというのは本末転倒だと批判されています（甲G798）。

(4) 6月、日本原電が、規制委に提出した敦賀2号機の審査資料の中に、地質データの不適切な書き換えが80カ所もありました。書き換えの例として、肉眼による地層観察結果に基づく「未固結粘土状部」との記載を、顕微鏡による観察結果に基づく「固結粘土状部」などとしていました（甲G799）。

6 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

(1) 4月、トヨタ自動車、中部電力、豊田通商の3社が、再生エネルギーのための事業体を共同出資して設立すると発表しました（甲G779）。

(2) 5月には、中電グループのシーエネジーと、東芝の子会社・東芝エネルギーシステムズが、高山市の奥飛騨温泉郷に地熱発電所を建設すると発表しましたが、これは中電グループにとって初の地熱発電所であり、発電量は一般家庭約4千世帯分にあたるということです（甲G790）。

(3) 同月、中電が秋田県の由利本荘市沖ら2地点で、洋上風力発電を開発する検討を始めました。同沖では、国内最大級となる総出力84万キロワット規模で、ナゴヤドーム約2700個分に相当する1万3千ヘクタールの区域で、海底に支柱を据え付ける「着床式」の風車を最大105基、建設するということです（甲G797）。

7 訴訟について

3月、原発事故で避難指示を受けた住民ら216人が、古里を奪われたなどとして、東電に計約18億8千万円の損害賠償を求めた訴訟で、仙台高裁は、東電に対し、古里喪失の慰謝料を明確に認めた上、一審判決より約1億2千万円多い総額約7億3千万円の支払いを命じました。全国で約30ある同種訴訟で初めての控訴審判決でした（甲G758）。

### 第3 記事全体の特徴、まとめ

1 新聞記事の特徴

今回の記事で特筆すべきものが、大きく3つあります。

一つは、前回も伝えた規制委員会の不祥事ですが、これは別途詳しく述べました。2つ目は、関電の不祥事の続報です。関電の役員らの3億6000

万円もの金品の受領はこれまで明らかにされましたが、今回はさらに、受領した金品の追加納税をした分について会社が退職後補填していたことや、震災後カットした役員報酬を退職後補填していたことまでわかりました。改めて、関電の従業員への背信行為、社会をあざむく、言葉を失うほどの行為を行っていたことや、関電の電力供給を担う公益企業としてあるまじき実態が浮き彫りになりました。

三つめは、今回一番強調したいことですが、原発事故で故郷福島からの避難を強いられた人々が、3年前から次々と住宅提供を打ち切られ、悲惨な目にあっている、中には愛する家族を残して自殺した人もいるということです。9年以上経ってもまだ原発事故の影響で命を落とす人、その家族や避難者の被害が未だ続いていることを我々は忘れてはなりません。

朝日新聞の「現場へ！」と題する「原発避難者たち」という連載の記事があります(甲G780～786)。その中で、南相馬市の庄司さんという方がおられます。原発事故で家族と共に新潟県に避難していたのですが、2017年に住宅提供が打ち切られたため、月額9万円の負担増となったため、収入を得ようと家族の中で庄司さんだけが福島に戻って働かざるを得なくなりました。自宅の側溝等で年5mmシーベルトを超える値が出たため、子どもと戻る選択肢はありませんでした。家族から200km離れた南相馬市で除染作業の正社員の仕事を見つけ、初出勤を1週間後に控え新潟県の避難先住宅で家族と食事を一緒に取ったとき、長男の黎央さん(当時14歳)は、もう帰っちゃうの、いつ帰ってくるの、と寂しそうでした。その後、記事はこのように続きます。

庄司さんは翌日、南相馬市に戻った。準備をして、初出勤の12日を迎えた。その午前5時半、庄司さんの携帯電話が鳴った。「黎央が、黎央が・・・」長女の声で、すぐ切れた。

きょうだいで、朝起きなさい、とやっているのかな。

そう思ってかけ直さずにいたら、1時間後に妻から電話がかかってきた。

「黎央が死んじゃってる」

「ウソだろう」と何度も思いながら家に向かった。高速道路で4時間ほどかかった。着いたときは医師も警察官も帰った後だった。

黎央さんは、自室のベッドに横たわっていた。

庄司さんはほおをたたき、「起きろ」「戻ってこい」と叫んだ。

ほおはまだやわらかだった。

だが、何度呼んでも黎央さんは動かなかった。

庄司さんは離婚し、実家で母の淑子さん（81）と暮らしている。

今年2月に庄司さんを訪ねた。

「原発事故は終わっていないんだということは言いたい」

そして庄司さんは、黎央さんの遺影に語りかけた。

「タイムマシンが出来たら、お父さんはすぐ前の日に帰ります。あなたの死を防ぎます」

亡くなった黎央さんは、家族と離ればなれになった寂しさだけでなく、原発事故により転校を余儀なくされ様々な悩みもあったようです。

現在その庄司さん自身も、長男の後を追おうと自殺未遂を繰り返し、6回ほど保護され強制入院をさせられたこともあります。

この他にも、住宅提供が打ち切られたため仕事を3つに増やした母親が、身体をこわし働けなくなり、自分が死んでも子どもにお金が出るようにと54歳で命を絶っています。相馬市の医師は、「『帰る土地を失う震災』というのが福島の特徴。将来の見通しが立たない。最近、『死にたい』と言う患者がとて増えてきた。高校生、18、19歳の若者や60、70代の人たちも『何のために生きているんだかわからない』と」言っています。

## 2 まとめ

このように、原発の悲惨な被害、家族を持つ者が命を絶つような被害が今でも続いているのです。津波の被害、また現在の大雨の被害なども甚大ではありますが、ただ、これは時間が経てばまたその土地と一緒に住むことが出来ます。しかし、原発事故ではそのようにはいきません。ここまであらゆるところに、時間と場所を越えて被害を及ぼすのが、原発事故、原発被害なのです。

何度も言いますが、電気が足りず、どうしても日々の生活や経済活動が出来ないというのであれば、私たちも原発を甘受します。しかし、電気は十分足りているし、再エネもある。原発がなくても私たちは普通に生活は出来るのです。そのような中、これほど危険で悲劇をいつまでも繰り返す原発、特に本件のような40年を超えた老朽原発を運転する必要はあるのでしょうか。本件原発につき安全だとか、審査は十分にしたという、関電や規制委員会が嘘を述べ、自己保身に凝り固まっていることが明らかになって今、両者のなしていることの信用性、信頼性は地に落ちたと言うべきでしょう。これらの事実をよく見極めて頂き、改めて、裁判所の勇気のある判断を期待しま

す。

上

以